



地域の「ふくし」を支える！

赤い羽根共同募金のこと



～島田市共同募金委員会～

1. 共同募金の意味と歴史

赤い羽根共同募金は、民間の運動として戦後直後の（昭和22年）に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。

当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

その後、社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に改正）が制定され、共同募金運動が法制化されました。この法律をもとに民間の社会福祉の推進に向けて、共同募金運動は、全国協調して展開されています。

赤い羽根は古くから勇気と良い行いのしるしであり、共同募金のシンボルとして親しまれています。



2. 共同募金の組織と運営

共同募金の実施主体は、都道府県単位に組織された共同募金会です。

この都道府県共同募金会は、それぞれ独立した社会福祉法人です。都道府県共同募金会は、第一線の活動組織として市区町村に「共同募金委員会」を置いています。

島田市では島田市社会福祉協議会に事務局を置き、運営を行っています。

共同募金委員会は、その区域の住民の意向を反映する組織構成として、適切な運営に努め、運動を実施します。



共同募金の6つの原則

- 1 民間性 地域の皆さんが参加される、民間の自主的な運動です。
- 2 地域性 原則として集まった寄付金は、**自分の町を良くするための身近な募金**として機能します。
- 3 計画性 地域ごとの使いみちの額（目標額）を事前に定めて寄附を募る計画募金という仕組みです。
- 4 公開性 募金計画や集められた寄付金の配分結果を積極的に公表し、事業の透明性を保ちます。
- 5 参画性 多くの地域の方が、募金ボランティアとして参加されています。
- 6 普遍性 募金活動への参加は、皆さんの福祉への関心を啓発します。

なぜ目標額があるの？

共同募金は、地域の民間福祉のニーズを受け付けてから募金を行う、計画募金です。共同募金運動は、事前に県内の民間社会福祉施設や社会福祉団体等から、活動のための資金ニーズを取りまとめ、使いみちの計画を立ててから募金を行っており、その計画額を「目標額」として定めています。

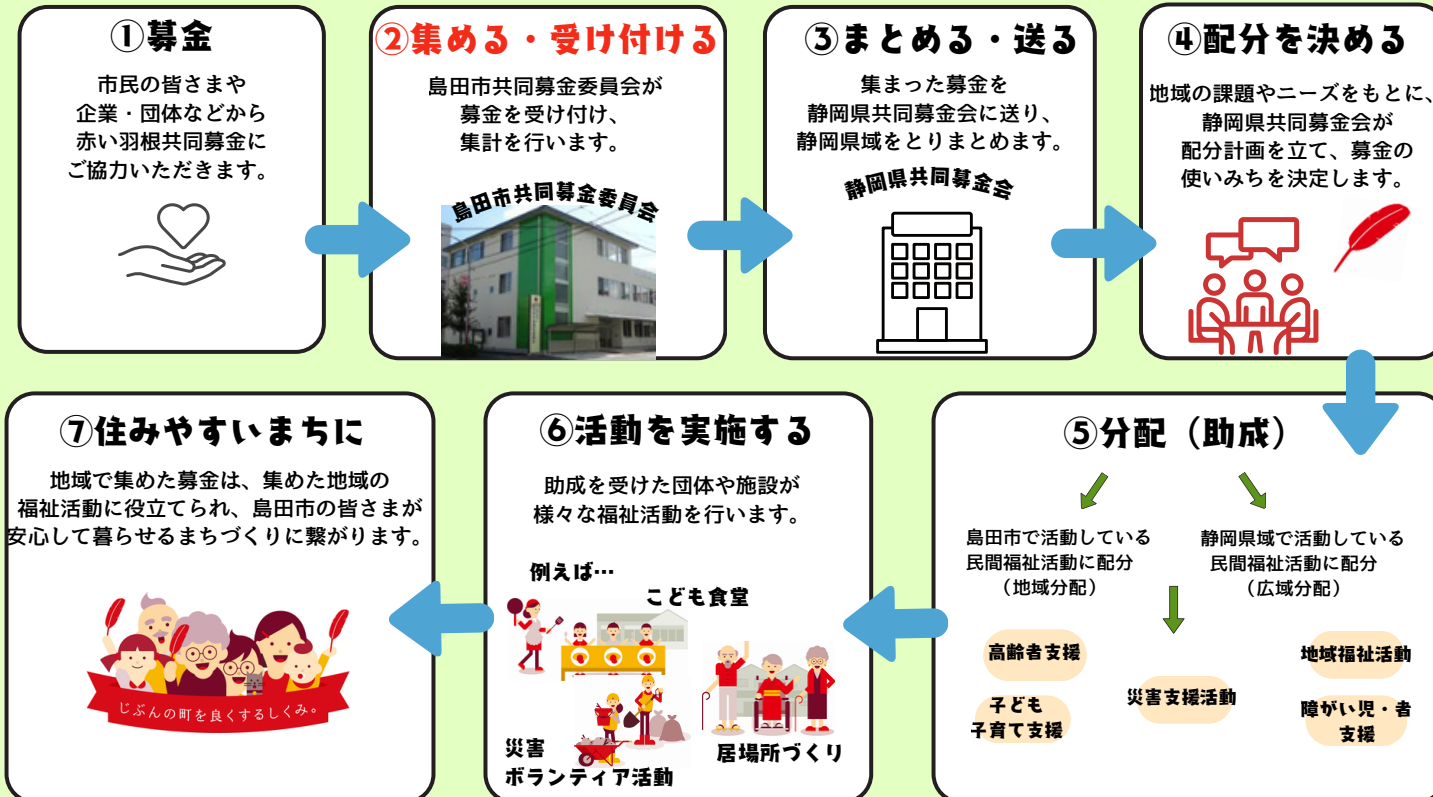
3. 共同募金の種類と実施期間

共同募金は毎年、10月1日から翌年3月31日までの6か月間、全国一斉に実施されています。12月1日から12月31日までの1か月間は、歳末たすけあい運動も併せて実施されます。



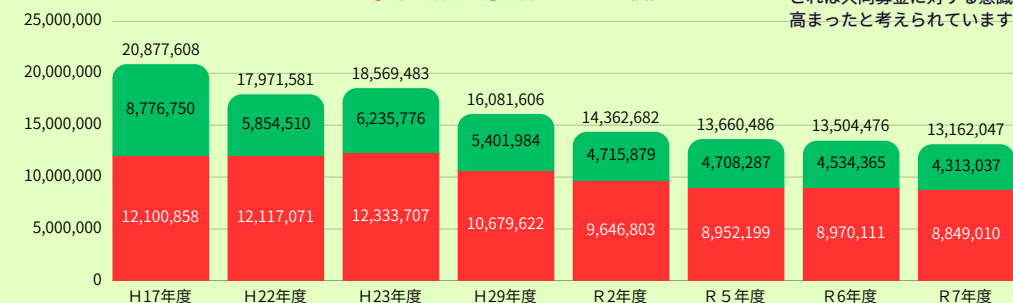
	赤い羽根募金	赤い羽根課題解決プロジェクト募金 (旧使途選択募金)	歳末たすけあい募金
募金期間	10月1日～12月31日 (3か月)	1月1日～3月31日 (3か月)	12月1日～12月31日 (1か月)
配分期間	募金の翌年度	募金の翌年度	原則として当年度 (募金額が事業費を越えた場合は翌年度の 地域福祉事業に使われる)
配分内容	市内の地域福祉活動の推進と 県内の社会福祉施設・団体等の活動	静岡県民を対象に県内で活動する非営利の 団体が、福祉課題の解決に向けた財源確保の ため、自らが寄附を呼びかける	島田市内の支援が必要な方々への 「年越し支援金」の贈呈

4. いただいた募金の流れと使いみち



5. 島田市の募金実績の推移

島田市では平成17年度から前年度の募金実績額を下回ることが多いのが現状です。減少の理由として、戸別募金の協力世帯数が減っていること、法人・篤志家の協力が減っていることなどがあります。静岡県内共通で減少傾向です。



6. 募金方法

〈募金の種類〉

- ・戸別募金：各世帯が協力する募金
- ・街頭募金：街頭を歩く通行人の皆さんが協力する募金
- ・法人募金：企業が協力する募金
- ・学校募金：学校へ通う児童・生徒の皆さんが協力する募金
- ・職域募金：会社で働く職員の皆さんが協力する募金
- ・ネット寄附：クレジットカード決済のほか、PayPayによるキャッシュレス決済による寄附



（街頭募金の様子）

そのほかに、街頭募金や募金箱、寄附型自動販売機など、いろいろな方法があります。